

食料・農業・農村基本法改正法及び関連3法について

1 要旨・目的

食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）は、令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討が行われ、令和6年通常国会に改正法案が提出された。改正法は、5月29日に成立、6月5日に公布・施行された。

また、改正法に示された施策の方向に即して、関連3法（食料供給困難事態対策法、農振法等改正法、スマート農業技術活用促進法）が、6月14日に成立した。

今後、改正基本法が掲げる理念の実現に向け、施策の具体化の取り組みが進められることとなり、基本法の改正ポイント及び県の対応状況等について報告する。

2 改正の背景等

近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、

- ① 食料安全保障の確保
- ② 環境と調和のとれた食料システムの確立
- ③ 農業の持続的な発展のための生産性の向上
- ④ 農村における地域社会の維持等

を柱として、基本理念を見直すとともに関連する基本的施策が定められた。

3 改正のポイント

(1) 国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に位置付け

- 食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、国全体としての食料の確保に加え、国民一人一人の入手の観点を含め、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれ入手できる状態」と定義（第2条第1項）
- 食料の安定的な供給について、食料生産の増大を基本として、安定的な輸入・備蓄の確保について新たな位置付け（第2条第2項）
- 食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならないことを規定（第2条第4項）
- 輸入の安定化・輸出促進について、
 - ・ 国と民間との連携による輸入相手国の多様化（第21条）
 - ・ 輸出産地の育成や輸出相手国における販路拡大支援（第22条）
- 食料の価格形成について、
 - ・ 食料システムの関係者（農業者、食品事業者、消費者等）により、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならないことを規定（第2条第5項）
 - ・ 食料システムの関係者の理解の増進と合理的な費用の明確化により、食料の持続的な供給に要する費用を考慮（第23条）
 - ・ 「適正な価格形成に関する協議会」を開催し、消費者も含めた関係者の理解を図り、食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討
- 不測時における措置として、関係行政機関相互間の連携の強化（政府対策本部の設置）、備蓄食料の供給、食料の輸入拡大（第24条）

(2) 「環境と調和のとれた食料システムの確立」を新たな基本理念に位置付け

- 食料システムについて、食料供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならないことを明記(第3条)
- 農業の多面的機能について、環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならないことを明記(第4条)
- 農業における環境負荷の低減について、
 - ・ 自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、農薬・肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、環境への負荷の低減に資する生産方式の導入等
 - ・ 環境負荷低減に資する農産物の流通・消費が広く行われるよう、農産物の円滑な流通の確保、消費者への適切な情報提供の推進、環境への負荷の低減の状況の把握及び評価手法の開発等(第32条)

(3) 人口減少下における農業生産の方向性を明確化

- 人口の減少に伴う農業者の減少等が生ずる状況においても、食料安全保障の確保の前提となる食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記(第5条)
- 農業生産の方向性として、農業者減少が不可避となる中で、少ない人数でも安定的に食料生産を確保していく必要から、「生産性の向上」「付加価値の向上」「環境への負荷低減」が図られることを位置付け(第5条)
- 望ましい農業構造について、担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け(第26条)
- 農業経営の基盤強化等について、
 - ・ 農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力の向上、労働環境の整備、自己資本の充実の促進(第27条)
 - ・ 人口減少下で経営体を支えるサービス事業者(農作業受託、機械リース、人材派遣、農業経営に係る情報分析・助言等の農業経営の支援を行う事業者)の事業活動の促進(第37条)
- 農地の集積・集約について、農地集積に加え、農地の集約化・農地の適正かつ効率的な利用の促進(第28条)
- 農業生産基盤の整備・保全について、防災・減災、スマート農業、汎用化に加え、畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全(第29条)
- 生産性・付加価値の向上について、
 - ・ 先端的技術(スマート技術等)を活用した生産・加工・流通方式の導入の促進等(第30条)
 - ・ 6次産業化、高品質な品種の導入の促進等(第31条)
- 経営安定について、
 - ・ 農産物の著しい価格変動に対する農業経営への影響緩和対策(収入保険等)(第39条)
 - ・ 農業災害による損失の合理的な補填(農業共済等)(第40条)
 - ・ 家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止(第41条)
 - ・ 生産資材の著しい価格変動に対する農業経営への影響緩和対策(第42条)
 - ・ 肥料、飼料作物の国内生産できる良質な代替物への転換促進、輸入の確保、備蓄支援等(第42条)

(4) 人口減少下における農村の地域コミュニティの維持を明確化

- 農村の振興の目的として、農村の人口の減少等の情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持されることを明記(第6条)

- 農村の総合的な振興に関する施策の基本的な考え方として、農業生産基盤の整備・保全、農村との関わりを持つ者の増加に資する産業の振興を明記（第43条）
- 共同活動の促進・農村関係人口の増加について、
 - ・ 農業者等の農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払等）（第44条）
 - ・ 農村との関わりを持つ者の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進（観光など、地域資源を活かした産業づくり等）（第45条）
- 農福連携について、
障害者など社会生活への支援を必要とする方々が農業に取り組むことが出来る環境整備（第46条）
- 中山間地域等の振興・鳥獣害対策について、
 - ・ 地域社会の維持に資する生活の利便性の確保（農村RMOによる活動促進）（第47条）
 - ・ 鳥獣の農地への侵入防止、ジビエ利用の促進（第48条）
- 都市農村交流について、
 - ・ 農泊の推進、二地域居住のための環境整備（第49条）

4 関連3法の概要等

（1）食料供給困難事態対策法（令和7年中に国の基本方針を策定）

- ・ 民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握
- ・ 上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化
- ・ 具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化

（2）農振法等改正法（令和7年中に国の基本指針策定）

- ・ 食料生産の基盤である農地の総量確保と適正利用のための措置の強化
- ・ 令和7年中に食料安全保障の強化に必要な農地面積を明確化

（3）農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年中に国の基本方針策定）

- ・ スマート農業技術の重点開発目標の設定（基本方針の策定）
- ・ 農研機構の施設供用等を通じたスタートアップ支援
- ・ リース方式、サービス事業者等を通じたスマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進

5 今後の予定

（1）食料・農業・農村基本計画の改定（令和6年度中に策定）

- ・ 改正基本法に示された基本理念の実現に向け、政府が中長期的に取り組むべき基本方針や取り組むべき施策を規定
- ・ 食料自給率その他食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、達成状況を少なくとも年一回調査・公表し、PDCAを回す新たな仕組みを導入

（2）食料の合理的な価格形成の法制化（令和7年中の法案国会提出）

- ・ 関係者の協議によるコスト指標づくりを推進しつつ、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化
- ・ 食料システムの持続性の確保に向けた食品事業者の取組促進（環境・人権、農業者との連携等）

(3) 農業用インフラの保全管理に関する法制度の見直し（令和7年中の法案国会提出）

- ・ 人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、申請がなくても更新等を行えるよう手続を簡素化
- ・ 末端インフラの適切な保全のため、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進
- ・ 災害リスクの増大に対応するため、緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加

6 県の対応状況

(1) これまでの対応

中四国農政局が主催する管内各県の農政関係幹部が出席する主管部長会議や、個別ヒアリング等を通じて、本県をはじめとする中山間地域を多く抱える地域の実情を伝えるとともに、令和6年6月に実施した国への施策提案において、食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、条件不利な中山間地域においても、持続可能な農業経営が実現できる具体的な施策の検討について、提案を行っている。

(2) 今後の対応

引き続き、基本計画や関連法の策定の状況を注視しながら、全国知事会や中国地方知事会と連携して、様々な場面を通じて、持続可能な農業経営の確立に向けた検討を進めるよう働きかける。

また、現行の「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」は令和7年度が最終年度であり、現在、次期計画に向けこれまでの振り返り等に着手しているところであり、今後示される国の具体的な施策を、次期計画に最大限反映できるよう検討を進めていく。

【国への提案事項（令和6年6月）】

- 食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、条件不利な中山間地域においても、収益性の高い農業経営を実現し、将来にわたって持続可能となるよう、スマート農業や経営力の高い担い手の育成など、基本法が掲げる基本理念の実現に向けた具体的な施策の検討を進めること。
- 持続可能な食料供給の実現に向けては、食料安全保障政策の実効性を確保する観点から、水田の畑地化の促進や鶏ふん堆肥などの地域資源の利用拡大を進めるなど、輸入依存から国内生産の拡大を強力に進める計画とすること。
- 併せて、適正な価格形成の実現に向けては、食料の持続的な供給に要する合理的な費用負担の必要性について国民理解の醸成を進め、国産農林水産物の積極的な選択など、消費者の行動変容を促す取組を一層推進すること。

《参考》

食料・農業・農村基本法：

<https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/index.html>（農林水産省HP）